

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (2019年) **11**月 **18**日(月) R

No. 15054 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

決全 文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

特許無効審判不成立審決取消訴訟

(「安定な炭酸水素イオン含有薬液 | 発明(特許第5329420号。請求項の数17) 進歩性誤認事件) [上](全2回)

-平成30年(行ケ)第10061号、平成31年4月25日判決言渡ー

原告が主張する、審決が行なった1 取消事由1 (訂正要件の判断の誤り) は認められなかったが、2 取消事由2-1(甲3を主引用例とする本件訂正発明1の進歩件の判断の誤り)(請求人無効理由3関係) 及び3 取消事由2-2 (甲3を主引用例とする本件訂正発明2ないし17の進歩件の判断の誤り) (請求 人無効理由3関係)は認められ、特許無効審判不成立審決が取り消された事例である。

第1 当裁判所の判断

取消事由1 (訂正要件の判断の誤り) について

SUGIMURA & Partners

代表弁護士 杉村 光嗣* 杉村 憲司 代表弁理士

深津 拓寛* 大倉 昭人

塚中 哲雄 河合 隆慶 寺嶋 勇太 吉澤 雄郎 柿沼 公 加藤 正樹 君塚 絵美 宮谷 昂佑 北村 慎吾

澤田 達也 鈴木 治 結城 仁美 小松 靖之 神 紘一郎 朴 瑛哲 井上 高雄 夏 昇 伊藤 佐保子

冨田 和幸 福尾 誠 川原 敬祐 伊藤 怜愛 坂本 晃太郎 真能 清志 辻 啓太 鈴木 裕貴 作山 麻衣子 下地 健一 齋藤 恭一 岡野 大和 片岡 憲一郎 西尾 隆弘 石井 裕充 塩川 未久 Stephen Scott***

高坂 晶子

岡本 岳* 吉田 憲悟 前田 勇人 田中 達也 石川 雅章 藤本 一橋本 大佑 水間 章子

山﨑 誠

山口 雄輔 坪内 伸 高橋 林太郎 永久保 宅哉 命木 俊樹 鈴木 麻菜美

Eric 邦夫 Morton**

中山 健一 甲原 秀俊 福井 敏夫 色部 暁義 内海 一成 大島 かおり 貴志 浩充 山本 睦也

*** 欧州弁理士 粟野 晴夫 村松 由布子 太田 昌宏 酒匂 健吾 門田 尚也 市枝 信之 田中 睦美 鹿山 昌代

** 米国弁護士

所員200名うち弁理士72名、弁護士3名、米国弁護士1名、欧州弁理士1名

高井良 克己

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners 電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: https://sugimura.partners/

(1) 訂正の適否について

- ア 本件訂正の訂正事項 1 は、本件訂正前の請求項 1 に記載された用時混合型急性血液浄化用薬液について、「A液とB液を合した混合液において、カリウムイオン濃度が $3.5\sim50$ m E q/Lであり、無機リン濃度が $2.3\sim4.5$ m g/d Lであり、」とされており、他のイオン濃度について特定されていない。この記載に付き、「A液とB液を合した混合液において、カリウムイオン濃度が4.0m E q/Lであり、無機リン濃度が4.0m g/d Lであり、カルシウムイオン濃度が2.5m E q/Lであり、マグネシウムイオン濃度が1.0m E q/Lであり、炭酸水素イオン濃度が32.0m E q/Lであり、」と訂正するものである。
 - (ア) 訂正の前後で、A液とB液の組成(「ナトリウムイオン、塩素イオン、炭酸水素イオンおよび水を含むA液と、ナトリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、塩素イオン、ブドウ糖および水を含むB液を含み、そしてA液およびB液の少なくとも一方がさらにカリウムイオンを含有し、A液およびB液の少なくとも一方がリン酸イオンを含有し、かつA液およびB液のいずれもが酢酸イオンを含有」しないこと)及び「そして少なくとも27時間にわたって不溶性微粒子や沈殿の形成が実質的に抑制される、用時混合型急性血液浄化用薬液。」である点において変更はなく、本件訂正により、A液とB液を合した混合液のイオン濃度について、一定の数値範囲を定めていたカリウムイオン及びリン酸イオンについて、当該数値範囲の中の特定の数値に限定し、イオン濃度が限定されていなかった炭酸水素イオン、カルシウムイオン及びマグネシウムイオンについて、特定の数値に限定するものであるから、訂正事項1に係る訂正は、本件訂正前の特許請求の範囲に記載された事項の範囲内においてしたものである。

そして、本件訂正前の特許請求の範囲(請求項1)の記載は、本件明細書等(甲33)の特許請求の範囲の請求項12(同請求項において引用する請求項4~6、8、11)、請求項17、[0055] 及び [0086] に記載された事項の範囲内のものである。訂正事項1に係る訂正は、本件明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものとはいえないから、本件明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものと認められる。

イ 次に、前記アと同様の理由により、訂正事項2に係る訂正は、本件明細書のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものとはいえないから、本件明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものと認められる。

(2) 小括

以上によれば、本件訂正は、特許法134条の2第9項において準用する特許法126条5項に規定する訂正要件に適合するとした本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由1は理由がない。

- 2 取消事由 2 1 (甲 3 を主引用例とする本件訂正発明 1 の進歩性の判断の誤り) (請求人無効理由 3 関係) について
 - (1) 相違点(甲3-1-1'、相違点1)について
 - ア 相違点1は以下のとおりである。

本件発明では、ナトリウムイオンはA液及びB液に配合されているのに対し、引用発明(甲3の実施例4(表9)では、第一単一溶液にのみ配合されており、第二単一溶液には配合されていない点。

(ア) 一方で、甲3には、ナトリウムイオンについて、「ナトリウムイオンおよび/または塩化物イオンは、通常は、第一単一溶液および第二単一溶液の両方に配合される。」との記載があり、実施例1ないし3及び5では、ナトリウムイオンが第一単一溶液及び第二単一溶液の両方に配合されていること(表1ないし5、7、8、12)が示されている。